埼玉県自然環境保全協力奨励金交付要綱

昭和50年 2月25日 決 裁 平成17年12月28日 最終改正

(趣 旨)

- 第1条 この要綱は、埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条 の規定に基づき指定した県自然環境保全地域(以下「指定地域」という。)の自然環境 を保全するために指定地域内の山林等の所有者等に対して交付する埼玉県自然環境保全協力奨励金(以下「協力奨励金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において「山林等」とは、指定地域内の現況が山林、原野又は池沼その 他知事がこれらの土地に準ずると認める土地をいう。

(協力奨励金の交付対象者)

第3条 県は、山林等の所有者又は地上権者であって、土地登記簿若しくは市町村の固定 資産税課税台帳に登記若しくは登録されているもの又は知事がこれらの者に準ずると認 めるものに対して毎年度予算の範囲内において協力奨励金を交付する。ただし、所有者 又は地上権者が国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が出資している公 社等その他知事がこれらの者に準ずると認める者である場合は、この限りでない。

(協力奨励金の額)

- 第4条 協力奨励金の交付額は、別表に定める基準額の範囲内において知事が定める額と する。
- 2 前項の協力奨励金の交付額の算定に当たっては、知事は、様式第1号の自然環境保全協力奨励金確認表について当該市町村長に確認を依頼し、その回答に基づいて行うものとする。

(協力奨励金の交付決定通知)

第5条 知事は、協力奨励金の交付額を決定したときは、速やかに、様式第2号の交付 決定通知により、当該交付対象者に通知するものとする。

(協力奨励金の支払方法等)

- 第6条 協力奨励金の交付対象者が山林等の共有者又は地上権等の共有者である場合は、 あらかじめ、協力奨励金の交付を受ける代表者1人を選任し、様式第3号による代表者 選任届を知事に提出するものとする。
- 2 前項の選任届が前年度の内容と同一である場合は、提出を要しない。
- 3 協力奨励金の交付対象者は、第1項に規定する場合以外の場合であっても、協力奨励 金の交付を受ける代表者を選任することができる。この場合において、代表者選任届の 提出については、前2項の規定を準用する。

4 知事は、前3項の規定により代表者が選任されている場合においては、当該代表者に対して協力奨励金を支払うものとする。

(協力奨励金の返還)

第7条 知事は、偽りその他不正の手段により協力奨励金の交付を受けた者又は協力奨励金交付の目的に著しく反する行為を行った者に対し、交付した協力奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附則

この要綱は、昭和50年2月25日から施行する。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年度分の奨励金から適用する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年12月28日から施行する。